

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第12号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年7月10日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号ア中「避難指示解除準備」の前に「居住制限区域及び」を加え、「平成27年度」を「平成28年度及び平成29年4月1日」に、「檜葉町の一部」を「葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部」に、「平成27年」を「平成28年」に、「平成28年」を「平成29年」に、「平成26年」を「平成27年」に、「平成28年」を「平成29年」に改め、同項10号中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。